

令和5年度

第9回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年12月7日(木)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	河野 利治	○	6	財前 仁一	○	11	市成 信正	○
2	中野 正年	○	7	酒井 幸二	○	12	宗 一則	○
3	友延都茂子	○	8	和泉 陣	○	13	野田 富好	○
4	内田 勝夫	○	9	神田三重子	○			
5	佐々木弘幸	○	10	川野元憲司	○			

農地利用最適化推進委員 11名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 仲井光吉委員 河野邦彦委員
尾上慎一委員 内田勇一郎委員 田中健市委員 羽矢勝幸委員 早田彰臣委員
末廣潤一委員

事務局職員 3名

事務局長 塩崎康弘 総括主幹 伊藤康輔 主幹 近藤秀英

会議に付した事件

- 議案第58号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第59号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第60号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第61号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権決定）
- 議案第62号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付（案）について・・・別紙
- 議案第63号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 埋め土の届出について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

その他の事項

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 それでは、令和5年度第9回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員13名という事で、全員出席でございます。 従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっておりますのでご了承願います。それでは、会長よろしく願います。
議 長	あらためて、おはようございます。 師走に入り、何かとおいそがしい中、本総会に、ご出席いただきありがとうございます。 12枚あったカレンダーも残り1枚となり、今年もあと少しで終わると思うと、嬉しいやら、寂しいやら複雑な気持ちになる今日この頃です。 ただ、1年を振り返ってみるにはとても良い時期だと思います。 新型コロナが5類に移行したのを機に、7月に実施した宮崎県の延岡市や日向市への視察研修や、夏の猛暑にも負けず頑張った8月の農地パトロール、そして10月の委員改選により、新しい農業委員会がスタートしたことなどが挙げられます。 個人的には、悲しい出来事や嬉しい出来事、たくさんありました。 どちらかという、嬉しい出来事が多かった1年になろうとしています。 さて、本格的な冬のシーズンになり、また、年末年始で慌ただしい時期になりますが、体調管理には十分気をつけていただく事はもとより、お酒を飲む機会が多くなると思いますので、絶対、飲酒運転はしないように願います。 それでは、座って進行させていただきます。 ただいまから、令和5年度第9回豊後高田市農業委員会総会を開会します。 開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。 よって議事録署名委員に10番：川野元憲司委員及び11番：市成信正委員に願います。 なお、議案整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指定した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第58号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。事務局から提案いたします。

事務局	議案第 58 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは、1 ページからです。 申請番号 67 番、所在が■■■■字■■■■番、地目は田、面積が 2372 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 68 番、所在が■■■■字■■■■番、地目は畑、面積が 1831 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。 申請番号 69 番、所在が■■■■字■■■■番、地目は田、面積が 314 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 70 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■外■■■■筆、地目は田及び畑、合計面積が 1,152.61 m²、渡人が■■■■の■■■■、■■■■の■■■■さんで、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止で、受人が新規就農で贈与するものです。 以上、申請事案は、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 59 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 59 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、申請があつたので意見を求めます。議案書の 3 ページ目と配布資料を合わせてご覧ください。なお、申請番号 22 番と 23 番は関連案件になります。 申請番号 22 番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■外■■■■筆、地目は田、合計面積が 389 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い

農地で、都市計画法に規定する用途指定が第2種中高層住居専用地域の第3種農地です。

転用目的は一般住宅用地です。

市役所■■■■戸舎の南西約■■■mの場所に位置し、北を■■■と申請番号23番の進入路用地、東と西を■■■、南を■■■と■■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内に住む農家で、申請地に建築面積103.51㎡の木造平屋建て個人住宅を建築する計画です。

申請地の一部は令和3年7月頃に、譲渡人申請者が盛土及び整地しており、よって、本案件は一部追認案件になります。農地法の許可を受けずに盛土してしまったことに対し、申請者からは十分に反省している旨の始末書が添付されています。境界には石積みで土留めする計画です。そのため土砂の流出の恐れはなく、周囲の営農に問題はないものと考えられます。

排水については、市の公共下水に接続し、雨水排水については、市道側溝に接続する計画です。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として■■■■円を見込んでおり、全額借入金で賄うということで、費用を超える金融機関の発行した融資可能証明書の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和6年6月30日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号23番、申請地は、■■■字■■■■番■■■、地目は田、面積が230㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、都市計画法に規定する用途指定が、第2種中高層住居専用地域の第3種農地です。

転用目的は進入路用地です。

市役所■■■■戸舎の南西約■■■mの場所に位置し、北を■■■と■■■、東を■■■と申請番号22番の一般住宅用地、西と南を■■■に接しています。

利用計画についてですが、転用者は2名とも市内の農家で、申請地に隣接する申請番号22番の宅地への進入路と■■■■番地■■■の■■■への進入路として整備する計画です。

申請地の一部は令和3年7月頃に、申請者が盛土及び整地しており、よって本案件は一部追認案件になります。農地法の許可を受けずに盛土してしまったことに対し、申請者からは十分に反省している旨の始末書が添付されています。整地後、碎石を敷き、境界には石積みで土留めする計画です。そのため土砂の流出の恐れはなく、周囲の営農に問題はないものと考えられます。雨水排水については自然浸透式を計画しています。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

	行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。 転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として 〇〇〇〇 円を見込んでおり、全額借入金で賄うということで、費用を超える金融機関の発行した融資可能証明書の写しが添付されています。 工事期間は、許可後から令和6年6月30日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。 転用後、土地の所有権持ち分は、申請者それぞれ2分の1です。 許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、現地の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号 22、23 番につきましては、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	さる 11 月 22 日、私と事務局と中野委員とで現地を確認に行きました。事務局の説明どおり問題ないと思われます。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、2 番：中野委員からも意見があればお願いします。
2 番： 中野委員	11 月 22 日に、中野委員、事務局と現地確認致しました。 この用地については、〇〇〇 小学校より 〇〇 m ぐらい東側にありまして、将来的には、住宅団地になるような地域でございますので、先程事務局が説明したとおりであります。 ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 現地委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決し

	ました。 次に、議案第 60 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についての審議を行います。 議案第 60 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について、次のとおり、申請があつたので意見を求めます。議案書の 4 ページ目と配布資料を合わせてご覧ください。 申請番号 1 番、申請地は、 字 番、地目は田、面積が 519 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、都市計画法に規定する用途指定が、第 1 種低層住居専用地域の第 3 種農地です。 転用目的は一般住宅用地です。 市役所 庁舎の南南東約 m の場所に位置し、西が 、北が と を挟んで に、南が を挟んで に、東を に接しています。 利用計画についてですが、譲受人は市内に住む自営業の母と、会社員の娘で、申請地に建築面積 103.09 m²の木造平屋建て個人住宅を建築する計画です。 盛土はせず現状のまま整地し、境界にはコンクリートブロックを設置する計画です。そのため土砂等の流出の恐れはなく、営農に問題はないものと考えられます。 排水については、市の公共下水に接続し、雨水排水については、市道側溝に接続する計画です。 申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。 転用に要する費用は、工事費として 円を見込んでおり、全額借入金で賄うということで、費用を超える金融機関の発行した住宅ローン契約審査承認済書類が添付されています。 工事期間は、許可後から令和 6 年 3 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。 許可基準は、農地法の運用についての第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、第 3 種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、現地の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見を頂きたいと思います。 申請番号 1 番につきまして、永野次郎推進委員から意見ををお願いします。
永野次郎 推進委員	さる 11 月 22 日、私と事務局と中野委員とで現地を確認に行きました。先程事務局が説明されたおり、問題ないと思われます。

議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、2 番：中野委員からも意見があればお願いします。
2 番： 中野委員	11 月 22 日に現地確認を致しましたが、事務局の説明とおりであります。 ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 61 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 61 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき審議を求めます。 それでは、集積表が 9 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 13,594 m²、畑の面積が 7,992 m²で、利用権を設定する農家数 6 件、利用権の設定等を受ける農家数 6 件で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 17,980 m²、使用貸借に係る面積 3,606 m²です。 詳細につきましては、議案書 6 ページから記載していますのでご確認ください。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 62 号、農用地利用配分計画に係る農地貸付についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 62 号、10 ページ目の農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る農用地利用集積等促進計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります別紙、貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 8 ページの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。 別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページで、借受者、[] に 3 件の合計面積が 3,606 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 63 号、非農地証明願についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 63 号、非農地証明願についてです。議案書 11 ページからをご覧ください。 申請番号 24 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆、地目が畑、合計面積 2,263 m²、申請人は、[] の [] さんです。 申請の内容は、昭和 60 年頃から耕作できなくなり、雑木や竹が生えて山林化してしまったとのことで、現地確認したところ、申請どおり山林化しており非農地として認められると考えられます。 申請番号 25 番、所在が [] 字 [] 番外 [] 筆、地目が田及び畑、合計

議 長	面積 786 m²、申請人は、 の さんです。 申請の内容は、水利状況が悪いため平成 7 年 11 月頃から宅地として利用しているということです。 現地確認したところ、申請どおり宅地となっており非農地として認められると考えます。 以上、審議の程お願いします。 事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 最初に、申請番号 24 番につきまして、早田彰臣推進委員から意見をお願いします。
早田彰臣 推進委員	先月 22 日に、事務局及び神田農業委員と共に現地確認を致しました。 申請事由及び現状につきましては、そこに書いていますとおりであります。 審議の程よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、9 番：神田委員からも意見があればお願いします。
9 番： 神田委員	事務局と早田推進委員と先月 22 日に、現地確認を行いました。 もう、とても山林化してしまっていて、事務局の報告どおり何ら問題はないかと思しますので、ご審議方よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 25 番につきまして、筒井正之推進委員から意見をお願いします。
筒井正之 推進委員	それでは、11 月 24 日に、事務局と河野委員そして私で、現地の確認をしました結果、現地は宅地の一部として現在利用されており、先程事務局から説明があったように、非農地にする事について、特に問題はないかと思われます。 ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
4 番： 内田委員	はい。

議 長	4 番：内田委員。
4 番： 内田委員	申請事由を見ますと、水利状況が悪いために、平成7年頃から宅地として利用しているという事ですけども。 宅地とする為には、転用の許可申請が必要だったのではないのでしょうか。地目が畑となっておりますので、許可申請をせずに無断転用といたしますか、違法転用といたしますか、そういう状況だったんじゃないかと思えますけども、どうでしょうか。
議 長	これにつきまして、事務局あればお願いします。
事務局	本来であれば農地転用の許可申請をした上で、宅地の農地転用を行わなければいけないんですが、記録を農業委員会の事務局の方で遡って確認をしてみましたところ、同時期にですね、宅地で許可をしているもので、記録されているのもあれば、されてないものもあって、それが実際のところ、うちの記録の仕方が悪かったのか、どうだったのか。この案件に対して、宅地として許可を出したのか、出していないのかというところが定かではない状況にありまして、出した可能性もあるし、出していない可能性もある。そこはもう、文章の保存年限がございまして、確認出来なかったもので、その場合、20年以上同じ状況で使われ続けていたという事実だけで、もう非農地として出すしか致仕方ないのかなという事になりました。 そこで、今回非農地の申請を受け付けた次第でございます。
議 長	内田委員よろしいですか。
4 番： 内田委員	はい、分かりました。
議 長	ほかに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可する事にご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項1、埋め土の届出について、事務局から報告します。
事務局	報告事項1、埋め土の届出について、次のとおり、届出がありましたので

以上報告します。

この件について、ご質問等はございませんか。

ないようですので、次に、報告事項２、農地所有適格法人定期報告について事務局から報告します。

以上です。

この件について、ご質問等はございませんか。

それでは事務局より、事務連絡等がありましたらお願いします。

次回（令和5年度：第10回）総会について

令和5年12月7日